

## 川崎市上下水道局規程第26号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

川崎市上下水道事業管理者 池之上 健 一

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第16条関係）

特別休暇の基準

事由	期間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	その都度必要と認める時間
2 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において、退勤途上における事故発生防止のための措置	その都度必要と認める時間
4 裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	同上
5 選挙権その他公民としての権	同上

利の行使	
6 職員の結婚等	7日の範囲内の期間
7 職員の出産	分べん予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から産後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
8 女性職員の生理	女性職員が請求した期間。ただし、3日を超えることはできない。
9 職員の育児	職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合において1日2回それぞれ1回45分以内の時間
10 父母、子又は配偶者等の祭日	1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する日数を加算することができる。
11 忌引	付表第1に定める日数の範囲内において必要と認める期間
12 職員の配偶者等の出産	配偶者等が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後4週間を経過する日までに3日の範囲内の期間
13 骨髄又は末梢血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
14 職員のボランティア活動	1の年において6日の範囲内の期間
15 夏季における健康保持	1の年の6月1日から10月31日までの間において、5日の範囲内の期間
16 子の看護等	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等

	<p>をする場合、1の年において7日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>17 職員の育児参加</p>	<p>配偶者等が出産する場合であってその分べん予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から産後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子を養育するとき、当該期間内において5日の範囲内の期間</p>
<p>18 短期の介護</p>	<p>配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「短期の介護に係る要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合、1の年において5日（短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>19 不妊治療</p>	<p>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年において5日（当該通院等が体外</p>

	受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
--	--

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。